

議第30号 呉市老人集会所等条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地域老人の教養の向上と福祉の増進を図るための施設である老人集会所等のうち、呉市宮原老人集会所について廃止するものです。

2 改正の理由

呉市宮原老人集会所については、呉市公共施設に関する個別施設計画において、施設ごとの対応方針は「廃止」とされています。

当該集会所は、施設の老朽化が進んでいるとともに、利用が低迷していたことから、平成27年度から休館していますが、その後も市民から利用再開の要望はなく、集会施設として存置する必要がないことから、この度、廃止するものです。

3 呉市宮原老人集会所の概要

(1) 施設概要

所在地	呉市坪ノ内町6番25号
建設年	昭和54年
施設規模等	敷地面積：250.91平方メートル 構造・階数：鉄筋コンクリート造，2階建て 延べ面積：201.26平方メートル 主要施設：集会室，談話室

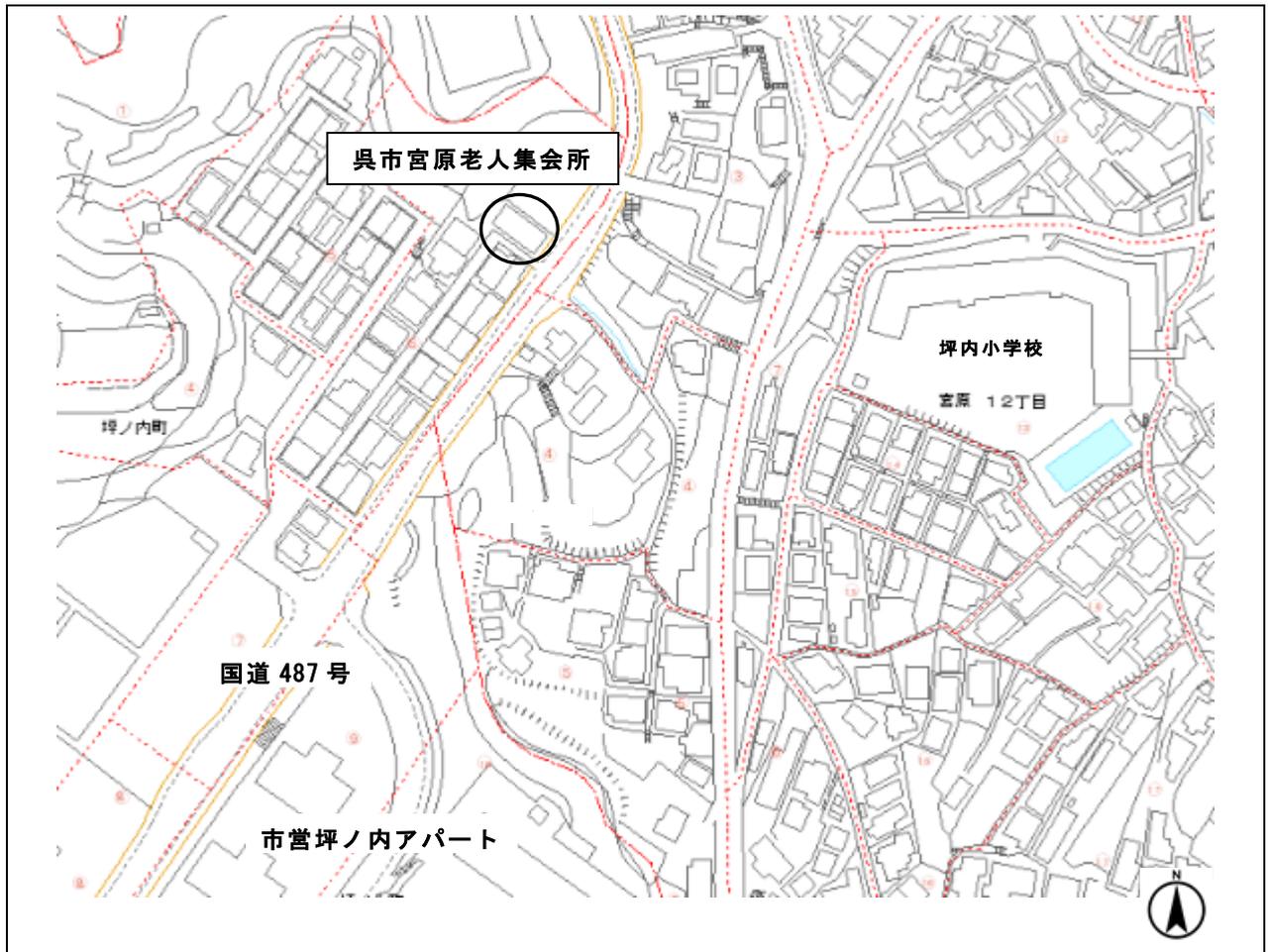
(2) 利用状況

平成27年度から利用休止中

4 地元説明，関係者協議等

令和3年11月に、地元関係団体（宮原地区社会福祉協議会及び宮原地区自治会連合会）に施設の廃止についての説明を行い、施設を廃止することについて合意を得ています。

5 位置図



6 施行期日

令和4年4月1日